

令和8年度事業計画書

I 船舶の航行安全及び海難防止に関する調査研究

1 自主事業

近年の海上の安全を取り巻く環境は、台風、地震等の自然災害の激甚化や頻発化に加え、地球温暖化対策としてのLNGや水素等次世代エネルギーの船舶燃料への活用、洋上風力等の再生可能エネルギーの利用促進のほか、観光立国に向けての大型クルーズ客船の寄港拡大等、大きな変化を遂げています。

日本海北部海域においても、政府が進める成長戦略実行計画やエネルギー基本計画で示される洋上風力発電に関連し、青森県沖日本海(南側)が令和5年10月に再エネ海域利用法に基づく促進区域に、また、青森港が令和6年4月に洋上風力発電の建設拠点となる海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)に指定されたほか、同年12月には青森県沖日本海(南側)における洋上風力発電事業者が決定し令和12年6月の商業運転開始(予定)に向け事業が進捗しています。

今後、同海域における洋上工事は令和10年から予定されており、他港と同様に青森港においても洋上風力発電施設の建設や完成後の営業運転に伴う作業船舶等の増加が予想され、港内における船舶の航行環境が大きく変化することが懸念されます。

また、大型クルーズ客船の寄港回数も増加しており、青森港内の航行環境は大きく変化しています。

港湾の安全対策を講じるに当たっては、洋上風力発電事業者においては個別の安全対策を講じるものの、他の港湾利用事業者においても環境の変化に応じた安全性の確保が必要であり、安全な港湾利用の促進を図るうえでも、早期に通行船の状況など港内の現状について最新の状況を整理し、関係者と一体となって対策を講じ、船舶の航行安全に資することが求められています。

このような状況下、令和8年度においては、令和7年度に実施した新潟港に続き青森港を対象とした「日本海主要港湾における船舶交通安全対策に関する調査研究」について、学識経験者、海事関係者及び関係官公庁で構成される委員会を青森市において2回開催して調査報告書としてとりまとめます。

なお、本事業は公益財団法人日本海事センターからの補助金の助成を受けて行うこととします。

2 受託事業

国、地方公共団体及び民間企業等から船舶の航行安全又は海難防止に関する調査研究の委託を受け、対象港湾及び船舶交通等に関する専門的知識を有する者及び学識経験者の委員及び対象港湾を管理、管轄する関係官公庁、委託者により構成する委員会等を設置して調査研究を行います。

令和8年度は、次の調査を計画しています。

(1) 「津軽洋上風力発電事業に係る航行安全調査」

青森県沖日本海（南側）海域に設置される洋上風力発電計画に伴う同海域及び青森港利用計画に係る航行安全について調査検討

(2) 「青森港港湾計画改訂に伴う船舶航行安全対策調査」

青森港港湾計画改訂に伴う施設計画に係る航行安全について調査検討

(3) その他

国、地方公共団体及び民間企業等から委託があったもの。

II 海難防止に関する事項の周知宣伝

全国海難防止強調運動の実施計画を受け、地方海難防止強調運動推進連絡会議の事務局または構成団体として参画するとともに、海難防止啓発活動のための関連用品等を作成・配布して活用することとします。

また、当協会の事業概要、海難防止に関する事項等を掲載した会報を年3回発行し、会員及び関係機関に配布するとともにホームページに掲載します。

1 地方海難防止強調運動推進連絡会議

(1) 東北地方海難防止強調運動推進連絡会議（構成団体）

(2) 日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議（事務局）

(3) 海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議（構成団体）

2 海難防止啓発ポスター等の作成・配布

海難防止強調運動推進のためのポスター、リーフレット等の関連用品を作成・配布します。

3 会報の発行

第147号、第148号、第149号を発行します。

Ⅲ 船舶の航行安全に関する教育指導及び情報の提供

1 教育指導

海事関係者等からの依頼を受け、海上工事作業等の現場における工事関係船舶や一般航行船舶の安全確保のための警戒船業務に従事する者に対し、海事に関する法令の解説や実務的な警戒要領について講習します。

2 航行安全の情報提供

国、地方公共団体等からの委託を受け、港湾、航路等の海上工事における一般船舶と工事関係船舶の安全確保と海難の防止のために、作業船情報及び工事区域付近を航行する一般船舶の動静情報を収集、分析し、船舶の航行安全に資する的確な情報を工事関係者、船舶関係者等に情報提供します。